

令和2年4月28日

区立小中学校の
児童・生徒の保護者の皆様

港区教育委員会事務局

【緊急調査】臨時休業中の家庭学習で使用する端末貸出に係る希望調査について

港区教育委員会では、国の緊急事態宣言を踏まえ5月10日（月）まで幼稚園、小中学校を臨時休業としています。

臨時休業中、区立小中学校の児童・生徒は、学校から提示された課題や教育委員会が提供するインターネット教材等を通して、家庭学習を進めていただいているところです。

先日、保護者の皆様に各学校のホームページを通して御協力いただいた緊急アンケートにおいても、学習に対して不安を抱える児童・生徒や保護者の方が非常に多かったことから、教育委員会事務局では、臨時休業中の児童・生徒の学習を充実させていくことが急務であると考えています。

そこで、今後、臨時休業が長引いた際の対応として、現在、児童・生徒がインターネットを活用した家庭学習に取り組むことができていない御家庭へのタブレット端末及びWi-Fiルーター（インターネット回線に接続できる機器）の貸出について検討を進めています。Wi-Fiルーターの通信に要する費用については、区が保障する予定です。

なお、今回の希望調査の結果を踏まえて、端末貸出の方法等を検討していきます。調査への回答は、インターネットを活用した児童・生徒の学習環境が整わない御家庭のみ御希望いただきますようお願いいたします。

つきましては、家庭学習用のタブレット端末及びWi-Fiルーターの貸出を希望される御家庭につきましては、別紙「家庭学習用タブレット端末及びWi-Fiルーター貸出希望票」を、5月8日（金）正午までに郵送または持参にて各学校に御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出物

別紙「家庭学習用タブレット端末及びWi-Fiルーター貸出希望票」

2 提出期限

令和2年5月8日（金）正午まで ※提出期限を厳守してください。

※5月2日（土）～6日（水）は連休中のため学校への提出はできませんのでご理解ください。

3 提出方法

家庭学習用のタブレット端末及びWi-Fiルーターの貸出を希望する方のみ、学校へ持参または郵送にて御提出ください。